

TradeWatch

第16-1号

2017年3月

EY Global Trade

Quarterly update



EY

Building a better
working world

目次

グローバル

WTOの貿易円滑化協定が発効 1

ヨーロッパ、中東及びアフリカ

ユーラシア経済連合 (EEU) 3

輸入品の関税評価額に含めるべきロイヤルティに関する規則の整備

欧州連合 (EU) 5

EUがGSPに基づく原産地証明のREXシステムを導入

TradeWatch 2017年3月号の全文 (英語版) は、下記のサイトからご覧ください。
[http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-tradewatch-2017-vol-16-issue1/\\$FILE/ey-tradewatch-2017-vol-16-issue1.pdf](http://www.ey.com/Publication/vwLUAssets/ey-tradewatch-2017-vol-16-issue1/$FILE/ey-tradewatch-2017-vol-16-issue1.pdf)

※本TradeWatchは、EY CITグループにより発行された「TradeWatch March 2017 Volume 16, Issue 1」の一部を、平素より業務上お世話になっております皆様向けに邦訳した仮訳であり、原本はあくまで英語版となります。ご不明な点がある場合には、英語版をご参照ください。



WTOの貿易円滑化協定が発効



2013年12月に交渉が成立した世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)の貿易円滑化協定(TFA: Trade Facilitation Agreement)は、WTOの全加盟国の3分の2に当たる110の加盟国が受諾したため、2017年2月22日に発効の運びとなりました。最近ではルワンダ、オマーン、チャド、及びヨルダンが批准したことにより、TFAはWTOが発足して21年目にして初めて多角的な取決めが締結されたこととなります¹。

TFAは、開発途上国に共通する障害、例えば高額な貿易管理コスト、時間のかかる通関手続き、悪化する汚職、透明性欠如などの緩和を模索しています。本協定は、税関窓口の自動化、税関に関する情報のオンラインでの提供や、輸送中の商品を含む商品の移動及び通関手続きの迅速化などによって世界貿易を促進させることを目的としています。

実施に向けて協定を受諾した各国は、それぞれ自身の発展段階に応じて提示されたスケジュールと手順に従い、受諾内容を実施することが期待されています。先進国は、発効日と同時にその大部分を適用することに同意した一方で、開発途上国には一定の猶予が認められています。

税関窓口の自動化 (シングルウィンドウ化)

本協定がもたらすメリットの1つに、世界各国におけるシングルウィンドウの増設があります。その一例として、最近ルワンダにシングルウィンドウが設置され、輸入に要する待ち時間が2010年時点の11日から2014年には34時間にまで短縮したことが挙げられます²。生鮮食料品など傷みやすい商品の貿易では、通関手続きに長い時間を要したり、汚職行為が行われた場合、製品劣化を招きかねないため、所要時間の短縮は、特にこれらの商品の貿易に貢献するといえます。

¹ TFAは、「改正議定書(Protocol of Amendment)」(世界貿易機関協定(WTO agreement)の附属書(Annex) 1AにTFAを追加するという内容のもの)を受諾した加盟国のみ有効を生じます。以下はTFAを受諾したWTO加盟国です(受諾した順に記載): 香港、シンガポール、米国、モーリシャス、マレーシア、日本、オーストラリア、ボツワナ、トリニダード・トバゴ、大韓民国、ニカラグア、ニジェール、ベリーズ、スイス、中華台北、中国、リヒテンシュタイン、ラオス、ニュージーランド、トーゴ、タイ、EU(28カ国の加盟国の代理として)、マケドニア、パキスタン、パナマ、ガーナ、コートジボワール、グレナダ、セントルシア、ケニア、ミャンマー、ノルウェー、ベトナム、ブルネイ、ウクライナ、ザンビア、レイト、ジョージア、セーシェル、ジャマイカ、マリ、カンボジア、パラグアイ、トルコ、ブラジル、マカオ、アラブ首長国連邦、サモア、インド、ロシア連邦、モンテネグロ、アルバニア、カザフスタン、スリランカ、セントクリストファー・ネイビス、マダガスカル、モルドバ共和国、エルサルバドル、ホンジュラス、メキシコ、ペルー、サウジアラビア、アフガニスタン、セネガル、ウルグアイ、バーレーン、バングラディシュ、フィリピン、アイスランド、チリ、スイス、ドミニカ、モンゴル、ガボン、キルギス共和国、カナダ、ガーナ、モザンビーク、セントビンセント・グレナディーン、ナイジェリア、ネパール、ルワンダ、オマーン、チャド、及びヨルダン

² 2017年2月22日国際連合貿易開発会議“Major global agreement comes into force making trade cheaper, easier and faster (主要なグローバル協定が発効され、貿易がより安く、円滑で迅速に)”は、unctad.org から入手可能です。



開発途上国と後発開発途上国を支援する

批准手続きの過程において、WTOは開発途上国に対して研修会や必要に応じて開発途上国を支援する「貿易円滑化協定ファシリティ(TFAF: Trade Facilitation Agreement Facility)」を創設し、各国が協定内容を導入できるようにしました。

開発途上国ではとりわけ、輸入者は円滑な貿易を妨げる障害に直面します。WTOによると、TFAによって、輸入に要する日数が1.5日程度、輸出については2日程度の短縮が期待されています³。

協定実施のスケジュール

先進諸国については、協定の発効と同時にTFAに定められる措置の大部分を実施することを約束しています。一方で、TFAの規定が広範囲に及ぶことから、開発途上国や後発開発途上国には、実施の延期や、ある特定の領域において援助や支援を要請することができる「特別かつ異なる待遇の規定(special and differential treatment)」が適用されることが認められています。例えば、税関にかかわる情報のオンライン公開など、一部の措置は比較的早期の実施が可能です。シングルウィンドウ化などその他の措置については、実施までに時間や支援が必要となる場合もあります。

実施を延期する、又は支援を要請する加盟国は、後述のスキームに基づいてTFAの各規定に該当する区分を通知する必要があります。開発途上国は、TFAの発効時にWTOに通知することが求められています。

- ▶ **区分A:** 協定の発効と同時に実施する措置(後発開発途上国の場合は、発効後1年以内に実施する措置)
- ▶ **区分B:** 一定の移行期間を経て実施する措置
- ▶ **区分C:** 一定の移行期間を経て実施する措置であり、かつ実施に向けた能力開発のための援助や支援を必要とする措置

将来的な計画の検討

国際貿易に携わる企業が海外でビジネスを行う際、様々な非関税障壁や現実的な障害に直面することがあります。TFAの導入により、とりわけ後発開発途上国の貿易を筆頭に、世界規模で貿易円滑化改革の新時代が到来することが予想されます。中小企業は、シングルウィンドウ化など、より合理化された税関手続きや効率化された国境手続きの恩恵を享受できるようになります。

今後、企業は、開発途上国がこれから実施するTFAの措置と、それが事業計画にもたらす影響について十分に検討しておく必要があります。TFAが実施されることにより、サプライチェーンの構築や新たな市場開拓等に係る事業を計画する上で重要となり得る、特定の国の貿易環境が整備されることが期待されます。

³ 世界貿易機関(WTO)(2015)、World Trade Report 2015:Speeding up Trade: benefits and challenges of implementing the WTO Trade Facilitation Agreement (貿易の迅速化:WTOの貿易円滑化協定実施に伴うメリットと課題)]

ユーラシア経済連合 (EEU)

輸入品の関税評価額に含めるべき ロイヤルティに関する規則の整備



2016年11月15日、ユーラシア経済委員会 (EEC委員会: Board of the Eurasian Economic Commission) は、推奨事項No.20 (Recommendation No. 20)「輸入品の現実支払価格に加算すべき知的財産の使用に対するロイヤルティ及びその他類似の支払いにかかわる規定」を採用し(「制定法 (Statute)」)、同法は2016年11月17日に発効されました。特筆すべき規定は、以下のとおりです。

- ▶ 権利保有者がユーラシア経済連合 (EEU: Eurasian Economic Union) の加盟国に所在する者か外国の者かは、物品の課税価格にロイヤルティを加算するか否かを判断する要素にはなりません。EEC委員会は、ロイヤルティがEEU内で支払われる場合でも、物品の課税価格に加算する必要があることを明確にしました
- ▶ 同制定法は、ロイヤルティの支払いが輸入品の販売条件となる事例を一覧にしています。当該要因の一例としては、権利保有者に品質管理の領域を超えて、商品の製造や販売状況をモニタリングすることを認めるライセンス契約の条項が挙げられています

▶ 同制定法には、商標の使用に対するロイヤルティ支払いに関する複数の事例を掲載しています。EEC委員会は、最終製品に使用する商標のロイヤルティが、輸入原材料の課税価格に加算されない場合の例を含む、EEU内で最終製品を製造するために用いられる輸入原材料の課税価格にロイヤルティが加算される例を多数挙げており、これらの事例は、専門家の間で議論を呼びました

残念ながら、ノウハウ使用に対するロイヤルティ支払いに関する例は網羅されていません。EEC委員会が、この種の知的財産が実際に使用されている状況に遭遇した経験がないことが、その理由として考えられます。

この制定法に加えて、EEC Boardの2016年11月1日付け決定事項No. 133 (Decision No. 133) である「Concerning the Introduction of Amendments to the Procedure for the Application of the Deferred Determination of the Customs Value of Goods (商品の課税価格決定延期を適用するための手順にかかわる改正導入について)」が、同年12月2日に発効されました。決定事項No.133は、商品の課税価格に含まれるロイヤルティを含む実務的な側面を取り扱っています。



例えば、輸入時点で加算すべきロイヤルティ額が不明であっても、その算出方法が確立されていれば、当該物品の関税評価額の決定を延長できる場合があります。

以前は、課税価格へのロイヤルティの加算について、申告官署に相談し、案件ごとに合意する方法がとられていました。しかし、上位の税関当局からの圧力などによって、申告官署で合意内容を変えてしまうことがありました。

今回の新たな規定では、輸入企業がロイヤルティの概算額を課税価格に加算することを明示的に認めています。概算額は、計画された輸入数量や商品の販売数量などの予測数字に基づいて算出されますが、EEC 委員会は、予測される最高概算額を用いることを求めています。

ロイヤルティの正確な額の確定は、輸入から15カ月以内であれば認められるようになりました。暫定及び確定額の算出のために使用した情報や典拠資料は文書で保存しておく必要があります。

確定後の課税価格は、税関当局に関税申告書 (customs value declaration) を提出し、申告します。過払いとなった関税は適切な手続きを経て還付されますが、不足があった場合は輸入者から不足額が徴収されます。

新しい規則の観点から、輸入者は課税価格にロイヤルティを加算するための方法を再評価する必要があります。ロイヤルティを課税価格に加算するか否かを判断するだけでなく、加算するために必要なメカニズムも考慮することが重要です。課税価格にロイヤルティを適切に加算したり、課税価格や関税額を計算するための実務的又は技術的側面に対応するための方法論を適時に開発し、精査しておくことは大きなメリットとなるはずです。

欧州連合 (EU)

EUがGSPに基づく原産地証明の REXシステムを導入



欧州連合 (EU: European Union) は、2017年1月1日、輸出者登録システム (REXシステム: Registered Exporter system) を導入しました⁴。これにより、輸入者が一般特惠関税制度 (GSP: Generalised Scheme of Preferences) に基づく原産地証明書を受益国の管轄当局から入手することができなくなる代わりに、REXシステムに登録している輸出者が自ら輸出品の原産地を証明し、必要な原産地証明を輸入者に提供することができるようになります。この変更によって、企業は財政上また運用上の観点から、相当の影響を受ける可能性があります。

GSPに基づく特惠原産地証明

2017年1月1日より、EU、スイス、及びノルウェーがREXシステムを導入しました。このシステムは物品の原産地の自己証明を可能とするもので、特惠貿易協定を補助する目的で導入されました。REXシステムは、EUが開発途上国に一方的に特惠待遇を付与するGSPにおいて採用されました。当該システムにおいて、登録した事業者 (「登録輸出者 (Registered Exporter)」) は、

所定の「原産地宣誓 (Statement of Origin)」を自身のインボイス (又は必要な情報がすべて記載されたその他の商業書類) に付記することが求められています。つまり、GSPにおける特惠原産地の証明方法が大きく変わりました。今後、原産地証明は受益国 (輸出国) における管轄当局から「原産地証明 (例: 書式A) (Certificate of Origin (e.g., Form A))」の形式では発行されず、「登録輸出者」が (通常は商業送り状に付記する方法で) 原産地宣誓を行う方法によってのみ証明を発行することができるようになりました。

関係諸国

新規REXシステムは段階的に導入されます。2017年1月1日にREXシステムを採用した国は、以下のとおりです。

- ▶ EU、スイス、ノルウェー
- ▶ コンゴ、コモロ、ギニアビサウ、インド、ケニア、ラオス、ニウエ、ソロモン諸島、ザンビア (受益国)

⁴ 以下の規則に基づきEUにREXシステムが導入されました: 欧州連合関税法典 (UCC: Union Customs Code) を規定する「欧州議会・理事会規則952/2013 (No 952/2013 of the European Parliament and of the Council)」の条項を実施するための具体的な規定を制定する2015年11月24日付け「欧州委員会実施規則2015/2447 (Commission Implementing Regulation (EU) 2015/2447)」



上記受益国については、2017年12月31日までの移行期間中、「Form-A」を用いた証明を利用することができます。2018年1月1日以降はREXシステムに完全移行されます。

その他の受益国は、今後数年以内に本システムを導入する予定です。2018年には、以下の国がREXシステムを導入します。

- ▶ アフガニスタン、アルメニア、ボリビア、コートジボワール、エリトリア、ガンビア、ギニア、マラウイ、モザンビーク、ミャンマー、ニジェール、ルワンダ、スリランカ、スーダン、スワジランド、シリア、タンザニア

2019年には、以下21カ国が導入予定です。

- ▶ バングラディシュ、ベナン、ブルキナファソ、カーボベルデ、カンボジア、ハイチ、インドネシア、キルギス共和国、レソト、マダガスカル、モーリタニア、モンゴル、ナイジェリア、パラグアイ、フィリピン、サモア、セネガル、タジキスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、バヌアツ、ベトナム

GSPを適用している以下の国については、REXシステムの導入日は未定です。

- ▶ アンゴラ、ブータン、ブルンジ、中央アフリカ共和国、クック諸島、ジブチ、エチオピア、赤道ギニア、フィジー、ジョージア、ガーナ、イラク、イエメン、カメルーン、キリバス、リベリア、マリ、マーシャル諸島、ミクロネシア、ナウル、ネパール、ウクライナ、東ティモール、パキスタン、サントメ・プリンシペ、シエラレオネ、スーダン、ソマリア、トーゴ、トンガ、チャド、ツバル、南スーダン

すべての受益国は、2020年時点でREXシステムを導入することが義務化されており、それまでにForm-Aは廃止される予定です。また、REXシステムを採用している国がEUと自由貿易協定(FTA: free trade agreement)を締結している場合には、原産地の証明手段として「原産地宣誓」はEUR -1証明に代わることが想定されます。現在、REXシステムに適用されているFTAはありません。

登録者について

以下の事業者は、GSPの原産地にかかわる制度の利益を継続して享受するために、REXシステムのデータベースに登録する必要があります。

- ▶ GSPの受益国における輸出者
- ▶ GSPの受益国に二国間累積制度適用の目的で原材料や部材の輸出を行うEUの事業者
- ▶ もともとGSPの受益国で発行された原産地証明を差替える必要のあるEUの事業者。例えば、企業が特恵対象貨物を分割する場合、当該企業は新たに原産地宣誓書を発行する必要があります。ただし、出荷を分割しない場合であっても、他のEU加盟国やスイス、ノルウェーにさらに販売される物品については、EUの輸入者が新たに原産地宣誓書を発行する必要が生じる場合があります。これはEU輸入者の購入価格が記載された商業インボイスに、最初の輸出者による原産地宣誓が記載されているためです
- ▶ REXシステムが展開されていくことを見越し、EUがFTAを締結し、REXシステムを採用する予定の第三国に輸出を行うEU事業者

EU、スイス、ノルウェーに輸入を行う企業への影響

- ▶ EUに商品を輸入する企業は、REXシステムのデータベースに登録が必要か否かを検証する必要があります(例:原産地累積制度の適用を受けている場合など)
- ▶ 商品の輸入を行う企業(とりわけ、「認定事業者制度(AEO)」の認定を受けている企業)は、商品の特恵原産地を検証するためのプロセスが存在していることを確認し、REXシステムのデータベースに登録されている輸出者を定期的にモニタリングする必要があります
- ▶ 登録していない輸出者は、原産地宣誓によって物品の特恵原産地を証明することはできません。その結果、関税コストが増大します
- ▶ REXシステムのデータベースに登録が必要となるのは輸出企業だけでなく、(出荷を複数の荷物に分割する場合に)原産地証明の差替えを行う、EUを拠点とする企業も対象となります

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

関税・国際貿易サービス

EYの間接税チームによる

関税・国際貿易サービスについて

EYの間接税チームは、関税・国際貿易について、グローバルな視点でサービスを提供し、同分野の専門家集団が、企業によるコスト管理の戦略構築、サプライチェーンの迅速化、及び国際貿易のリスク低減を支援いたします。また、通商コンプライアンスの増進、輸出入オペレーションの改善、関税・物品税の低減、及びサプライチェーン・セキュリティの強化においてもサポートが可能です。EYでは、企業がそのポテンシャルを最大限に発揮できるよう、今日のグローバルな環境下で企業が直面する課題への取り組みを支援いたします。

© 2017 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20170420. ED None

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY 税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

Contact:

EY 税理士法人

インダイレクト タックス、ジャパンリーダー

大平 洋一

+81 3 3506 2678

yoichi.ohira@jp.ey.com